|  |
| --- |
| **１００１．船舶基本情報登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＶＢＸ | 船舶基本情報登録 |

１．業務概要

本船単位の船舶基本情報を、本邦入港前に登録する。

本業務の後に、税関の確認を受ける必要がある。

登録された船舶基本情報は、本業務の入力日または税関の確認日から一定期間経過した後に、システムから削除される。

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、入力された船舶運航者と同一会社であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）船舶ＤＢチェック

入力された船舶コードが船舶ＤＢに存在しないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡

　　　　（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）船舶ＤＢ処理

#### 入力された船舶コードに対する情報を船舶ＤＢに登録する。

#### 入力内容を登録する。

（３）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

７．特記事項

登録された船舶基本情報は、外国貿易船及び特殊船舶として登録される。